景観総合審議会委員
委嘱状交付式

令和4年7月14日（木）

10:30～

場所：船橋市役所9階第1会議室

第3回船橋市景観総合審議会

これまでの取組みについて（報告）

令和4年7月14日（木）

10：40～

場所：船橋市役所9階第1会議室

船橋市景観総合審議会の設置目的

良好な景観の形成及び屋外広告物に関する重要事項を調査審議するために設置

平成15年度設置
船橋市
屋外広告物
審議会

平成22年度設置
船橋市
景観
審議会

平成28年度設置
船橋市
景観総合
審議会

主な船橋市景観総合審議会の審議事項

所掌事務（船橋市景観総合審議会条例第2条）

①船橋市景観計画に関すること（船橋市景観条例第7条による諮問に応じる）

・景観計画の変更に関すること
・勧告に関すること
・変更命令に関すること
・景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関すること

②屋外広告物に関すること(船橋市屋外広告物条例第32条による諮問に応じる)

・屋外広告物条例のうち以下の指定、基本方針の制定、変更しようとする場合
　禁止物件、禁止地域等、広告物活用地区、広告物整備地区
・適用除外の基準を規則で定め、又はこれらを変更しようとする場合
・許可の基準のうち「その他規則で定める基準」を定め、又はこれを変更しようとする場合
・屋外広告物の特例の許可をしようとする場合

③その他市長が必要であると認めること

報告の流れ

1. 景観について

1．1　景観法、景観計画

1．2　船橋市景観計画

1．3　これまでの取組み

2. 屋外広告物について

2．1　屋外広告物法

2．2　船橋市屋外広告物条例

2．3　これまでの取組み

1．景観について

景観法について

景観への関心の高まり　→平成16年に「景観法」制定

「目的」

良好な景観を形成するための景観計画の策定や施策の実施により、国民生活の向上、経済、地域社会の発展に寄与する

「良好な景観についての基本理念」

- 国民共通の資産
- 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成
- 地域の固有の特性と密接に関連
- 地域の活性化に資するもの

「内容」

- 景観計画及び行為の規制など計画に基づく措置
- 景観地区等
- 景観協定
- 景観整備機構

景観計画の特徴

- 景観計画区域を対象に、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組みを活用することが可能
- 景観計画区域内において、一定の建築行為等を行う場合には、景観行政団体の長への届出が必要となり、必要に応じて、勧告、変更命令等を行うことが可能

船橋市景観計画

- **背景・目的**
- **船橋市の景観特性**
- **良好な景観の保全と形成の考え方**
- 景観計画の区域
- 良好な景観の保全と形成に関する方針
- 良好な景観の形成を図るための配慮事項
- 良好な景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要公共施設の整備に関する事項

船橋市景観計画を平成22年策定

背景・目的

目的：市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、法に基づく景観計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進する。

船橋市の景観特性

14の景観類型に「特性と課題」を整理

①自然・田園の景観

01：田園景観、02：みどりの景観、03水辺景観

②都市の景観

04：商業地景観、05：住宅地景観、06：工業地景観、
07：みなと景観、08：公共施設景観、
09：幹線道路や鉄道からの沿線景観、10：駅及び駅前の景観、
11：歴史・文化景観、12：レクリエーション施設の景観

③人々の活動の景観

13：暮らしの景観、14：まつりやイベントの景観

良好な景観の保全と形成の考え方

①　個々の景観特性の“良さ”を磨き、市全体の景観の魅力を高めていく

【方策】

景観特性の把握・整理

法の活用等

景観類型ごとに景観の保全と形成に関する方針を設定

- 建築物・工作物等の景観形成の配慮事項を設定
- 建築物・工作物等の景観形成基準を設定

大規模行為に対して届出制度を適用

必要に応じて景観法の各制度を活用

ガイドラインの策定

景観形成のテーマ別にガイドラインを策定

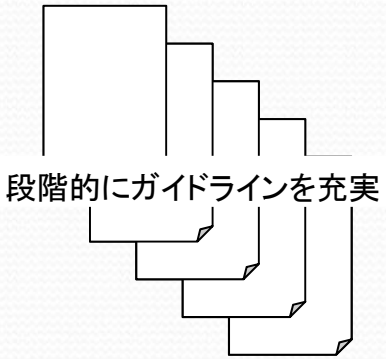

②　重点的に景観形成の“種”を育んでいく

【方策】景観形成重点区域の指定

③　市民・事業者の景観形成の取組みを支援する

【方策】情報提供、啓発など

総合的な景観形成の推進

船橋市景観計画

背景・目的
船橋市の景観特性
良好な景観の保全と形成の考え方
景観計画の区域
良好な景観の保全と形成に関する方針
良好な景観の形成を図るための配慮事項
良好な景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
景観重要建造物の指定の方針
景観重要樹木の指定の方針
景観重要公共施設の整備に関する事項

景観計画の区域

市内全域を景観計画区域に指定
→市全域で総合的に景観形成を推進

良好な景観の保全と形成に関する方針

潤いある豊かな生活環境実現に向けた「景観の保全・形成の目標」

- 海や河川などの水辺、斜面林や緑地などのみどり、水田や畑などの田園など、自然の要素に特徴つけられる、地形の目鼻立ちを際立たせていきます。
- まちの歴史や土地利用に個性付けられる、船橋市らしいまちなみを育んでいきます。
- 季節や時間、人々の生活が彩る、まちなみの魅力を演出していきます。

景観の保全・形成の方針

景観の保全・形成の目標の実現に向けて、景観類型ごとに定めた方針

船橋市景観計画

- 背景・目的
- 船橋市の景観特性
- 良好な景観の保全と形成の考え方
- 景観計画の区域
- 良好な景観の保全と形成に関する方針
- **良好な景観の形成を図るための配慮事項**
- **良好な景観の形成を図るための行為の制限に関する事項**
- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針
- 景観重要公共施設の整備に関する事項

良好な景観の形成を図るための配慮事項

14の景観類型ごとの良好な景観の保全と形成に関する方針

景観形成の配慮事項
（市内すべての建築物、工作物、開発行為等）

（1）建築物の建築等に関する配慮事項（地域ごとに設定）
①自然・田園系地域･･･市街化調整区域
②住宅系地域･･･････住宅系用途地域
③商業系地域･･･････商業系用途地域
④工業系地域･･･････工業系用途地域
⑤全地域共通（歴史に配慮する地域、三番瀬等を含む）

（2）工作物の建設等に関する配慮事項

（3）開発行為等に関する配慮事項

例）

通りからの見え方に配慮

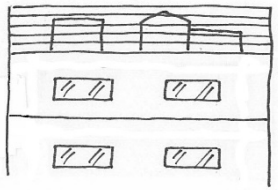

まちなみの連続性に配慮

良好な景観形成を図るための行為の制限に関する事項

【届出対象行為】

建築物の建築等

工作物の建設等

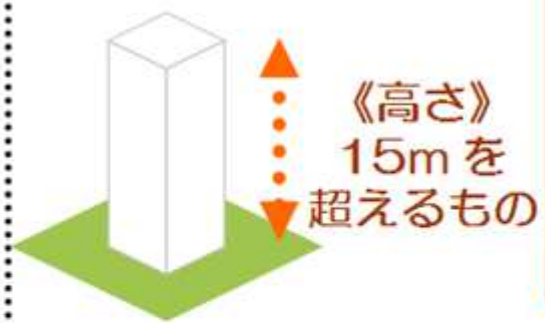

主な工作物
- 煙突
- 鉄柱等
- 高架水槽等
- よう壁（※）

開発行為等

区域面積3,000㎡以上のもの

区域面積1,500㎡以上で、かつ以下のいずれかを含むもの
- 高さが10m以上の健全な樹木
- 面積が300㎡以上の一団の樹林地
- 面積が1,500㎡以上の一団の農地

※よう壁（高さと長さの両条件を満たすもの）

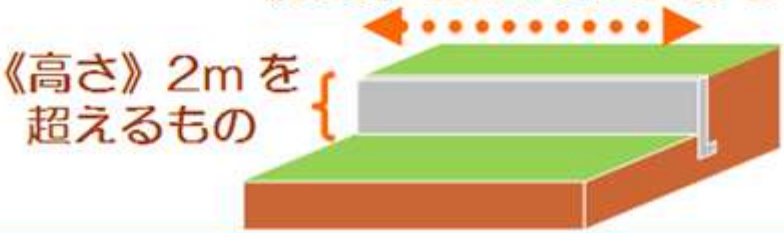

良好な景観形成を図るための行為の制限に関する事項

【景観形成基準】

〇勧告基準（概略）

区分	景観形成基準
建築物の建築等	壁面の突出などによりまちなみの連続性を阻害しない等
工作物の建設等	上記に準じる
開発行為等	既存地形の改変で、大規模な法面やよう壁により周辺景観を阻害しない等

〇変更命令基準

建築物の外壁及び屋根の色彩基準（マンセル値）

色相	彩度
R、YR、Y	6以下
GY、G	4以下
BG、B、PB、P、RP	2以下

※工作物の色彩の基準　　彩度6以下

代表的な色相別カラーチャートの例

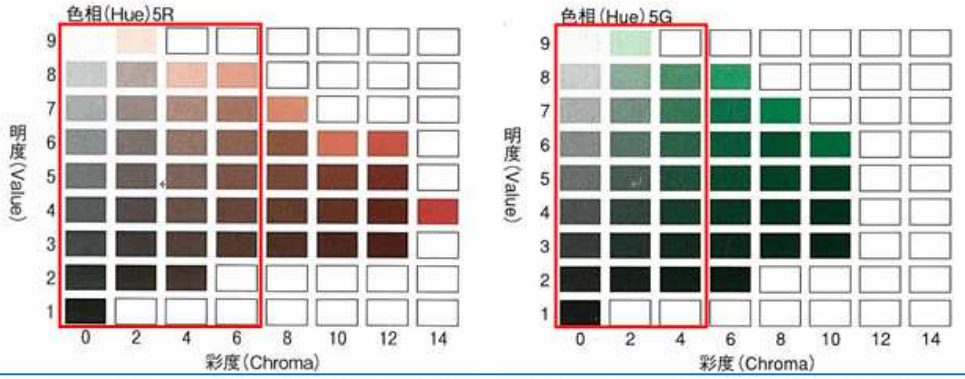

船橋市景観計画

- 背景・目的
- 船橋市の景観特性
- 良好な景観の保全と形成の考え方
- 景観計画の区域
- 良好な景観の保全と形成に関する方針
- 良好な景観の形成を図るための配慮事項
- 良好な景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
- **景観重要建造物の指定の方針**
- **景観重要樹木の指定の方針**
- **景観重要公共施設の整備に関する事項**

景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定する

- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定する

- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

景観重要公共施設の整備に関する事項

道路や河川、港湾などの公共施設のうち良好な景観の形成に重要なものについては、景観重要公共施設として「整備に関する事項」や「占用等の許可基準」を定めることができる。

これまでの景観に関する取組み

1．景観届の実績

令和3年度　届出件数　全70件

建築物	内訳				
	新築	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
42	32	3	0	0	7

工作物	内訳				
	新設	増築	改築	移転	大規模な外観の変更
7	6	0	0	0	1

開発行為等	内訳	
	開発行為	開発行為以外
45	42	3

2. 景観重要建造物

第1号　アンデルセン公園の風車　（平成23年12月指定）

2. 景観重要建造物

第2号　船橋大神宮の灯明台　（平成28年4月指定）

2. 景観重要建造物

第3号　廣瀬直船堂　（平成28年4月指定）

3. 景観協定

景観形成のための基準

建築物の用途・形態意匠・色彩、緑化、協定樹木、屋外広告物、夜間照明等

リーズン船橋・高根台景観協定　認可日：平成26年8月19日

4. 船橋市公共サインガイドライン

平成27年　8月　策定

《目的》 公共施設への案内の利便性及び安全性の向上

起点サイン

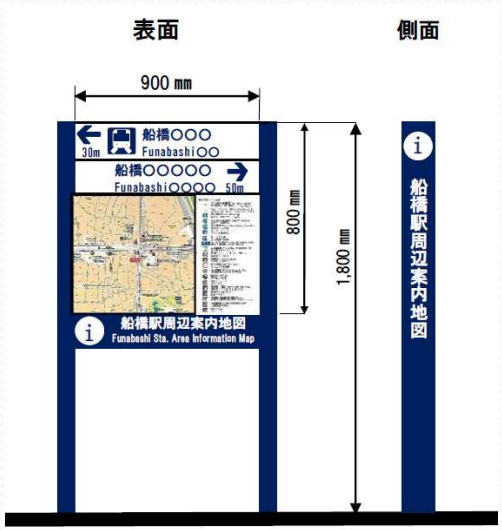

拠点サイン

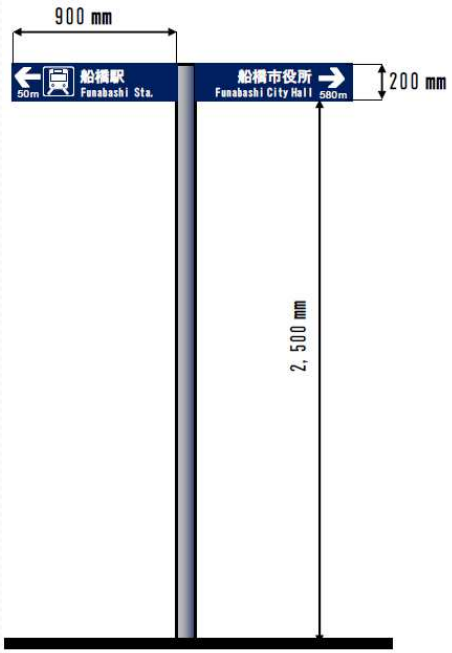

誘導サイン

4. 船橋市公共サインガイドライン

起点サイン

（健康政策課）

誘導サイン

（丸山公民館）

5．船橋市景観80選　（平成29年度市制80周年記念事業）

景観ランキング（応募数順）

第1位　ふなばしアンデルセン公園
第2位　海老川
第3位　ふなばし三番瀬海浜公園

ふなばしアンデルセン公園

5. 船橋市景観80選　（平成29年度市制80周年記念事業）

6. まちなみデザイン教室

テーマに沿ったデザイン　➡　統一したまちなみ

6. まちなみデザイン教室

色彩の違いが与える印象の違いについて考える

2. 屋外広告物について

屋外広告物法の概要

「屋外広告物とは」

- 常時又は一定の期間継続して
- 屋外で
- 公衆に表示されるものであって

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するもの

「目的」

- 良好な景観の形成・風致の維持
- 公衆に対する危害の防止

「内容」 屋外広告物と屋外広告業についての規制

- 屋外広告物等の制限
  （広告物の表示等の禁止、制限、表示方法等の基準など）
- 監督
  （違反に対する措置、除却した広告物の保管など）
- 屋外広告業の登録等
  （屋外広告業の登録、業を営む者に対する指導など）

船橋市屋外広告物条例の概要

「目的」
良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止

「内容」

※　船橋市屋外広告物条例施行規則で定めるものが、諮問事項になります。

行為の制限等
- ●禁止広告物（表示してはいけないもの）
- ●禁止物件（原則として広告物を表示できないもの）
- ●禁止地域等（原則として広告物を表示できない地域）
- ●広告物活用地区（活気あるまちづくりに重要な役割を果たすと認められる区域）
- ●広告物整備地区（広告物等の整備が特に必要であると認められる区域）
- ●適用除外（禁止物件・禁止地域の規制を受けずに表示できるもの）　※　　等

広告物等の許可等
- ●許可
- ●許可の基準　※
- ●特例の許可（許可基準を適用しない許可）
- ●管理義務及び除却義務（管理者の資格等）　　等

措置
- ●立入検査等
- ●違反に対する措置
- ●保管した広告物　　等

屋外広告業
- ●屋外広告業の登録
- ●千葉県の登録を受けた者に関する特例　　等

平成15年　4月　　船橋市屋外広告物条例制定

主な船橋市屋外広告物条例の改正

平成20年　4月　　屋外広告業登録制度導入

平成28年　4月　　禁止物件、禁止地域等、許可基準等の一部改正

これまでの屋外広告物に関する取組み

屋外広告物の許可実績

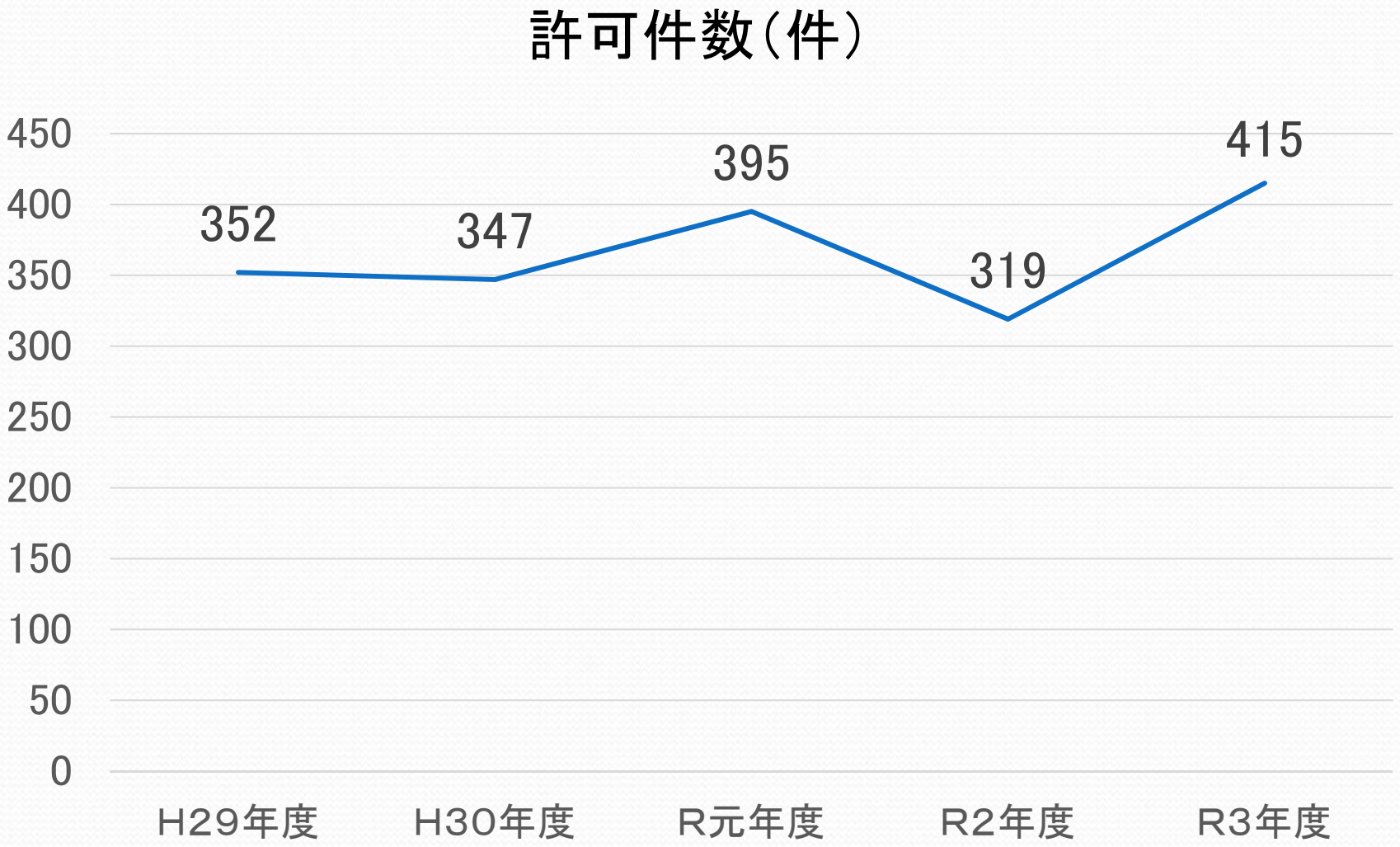
許可件数（件）
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
352
347
395
319
415
H29年度
H30年度
R元年度
R2年度
R3年度

違反屋外広告物パトロール

・毎月2回

・船橋駅、西船橋駅、津田沼駅周辺

令和元年度　　全17回　184件　指導

違反屋外広告物除却業務

令和3年度　39，763件　除却

はり紙・はり札　39，088枚

立看板　675件

屋外広告物美化キャンペーン

主催：屋外広告物官民連携事業実行委員会

（千葉県、千葉市、船橋市、柏市、千葉県屋外広告美術協同組合）

平成29年9月9日　船橋駅南口デッキ広場

屋外広告物に関する啓発動画

千葉県屋外広告物
マスコットキャラクター
「ちこぴー」

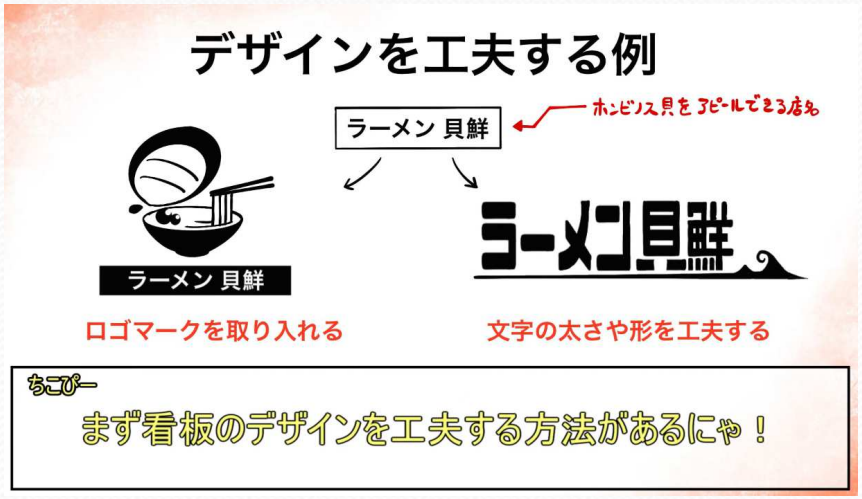

千葉県屋外広告タウンミーティング

主催：屋外広告物官民連携事業実行委員会

（千葉県、千葉市、船橋市、柏市、千葉県屋外広告美術協同組合）

令和元年11月6日　船橋市中央公民館

千葉県屋外広告タウンミーティング

安全点検体験

第3回船橋市景観総合審議会

これまでの取組みについて（報告）

令和4年7月14日（木）

10：40～

場所：船橋市役所9階第1会議室